

小規模企業おうえん融資

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で原則として1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者又は小規模組合の方</p> <p>《小規模企業者》…常時使用する従業員20人（商業・サービス業は5人）以下</p> <p>◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《小規模組合》</p> <p>事業協同小組合、企業組合（その事業に従事する組合員20人以下）</p> <p>協業組合（常時使用する従業員20人以下）</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>	
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金 5年以内、 設備資金 7年以内</p> <p>◆経営安定特別支援制度(注1)の場合 10年以内</p> <p>＜原則として均等月賦返済、必要に応じ6ヶ月以内の据置可＞</p>	
区 分	ベース枠	ステップアップ枠
融資限度額	1,250万円	1,250万円
	＜事業実績が6ヶ月以上1年未満の場合は合計500万円まで利用可＞	
	保証協会のすべての保証付き融資残高を含み、1,250万円以内	保証協会の無担保保証（一般枠）8,000万円の範囲内で1,250万円以内
融資利率	年1.7%（固定金利）	年2.1%（固定金利） （京都ECOレート(注2)の場合 年1.9%）
担保・保証人	保証協会の保証が必要	
	法人代表者の連帯保証は不要 （いきいき割引(注3)の場合 保証料率0.3%引下げ）	原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証のみ必要 （いきいき割引(注3)の場合 保証料率0.2%引下げ）
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金</p> <p style="font-size: 2em;">}</p>	

(注1) 厳しい経営環境により業況が悪化している中小企業者が、経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受ける場合、融資期間の長期化により月々の返済額軽減を図る制度

(注2) KES、ISO14001等の認証取得等を受け環境配慮経営に取り組む中小企業者に対し、融資利率を優遇する制度

(実施期間：平成23年3月末まで)

(注3) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。